

厚木市公告

市有地売払について、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告します。

令和8年9月3日

厚木市長 山 口 貴 裕

1 入札物件

物件 番号	所在地	面積(㎡)	用途地域等	最低売却価格
1	旭町四丁目 2264 番 9、2264 番 11	2268.80	工業地域	263,180,000 円

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (3) 厚木市暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 5 号までの規定に該当する者
- (4) 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実がある者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者
- (6) 市税等に滞納がある者

3 入札参加申込

(1) 受付期間

令和8年9月3日（木）～ 令和8年9月24日（木）

土曜日、日曜日、祝日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

（受付時間：9時～12時、13時～17時）

(2) 受付場所

〒243-8511

神奈川県厚木市中町三丁目 17 番 17 号

厚木市役所 本庁舎 3 階 財政課

(3) 申込方法

郵送（簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法。9月24日必着）

又は窓口へ持参

(4) 申込みに必要な書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 住民票（マイナンバーの記載がないもの）（個人のみ）

（法人の場合は履歴事項全部証明書）（1 通）

ウ 誓約書

エ 市税納付状況確認同意書（申込者の住所が厚木市以外の場合は、所在の市町村で
取得した「滞納（未納）のないことの証明書」）

オ 入札事項確認書

※ 書類等の様式については、厚木市ホームページに公開しますので、御覧いただくか、財政課までお問い合わせください。

(5) 申込みに当たっての留意事項

ア 申込に必要な書類は、郵送（簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法）又は直接窓口にご持参ください。御持参の場合は事前に来庁日時を御連絡ください。

イ 住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）は、発行後3か月以内のものに限ります。なお、提出された書類等は返却しませんので、御了承ください。

ウ 申込者は落札者になった場合、契約の名義人となります。

4 質問書の受付

(1) 質問受付期間

令和8年9月3日（木）～ 令和8年9月24日（木）17時まで

(2) 提出方法

別紙様式「質問書」を受付期間内に財政課へ提出してください。

※メール又は直接窓口にご持参ください。

提出先アドレス：1400@city.atsugi.kanagawa.jp

メール送信後、電話によりメールの受付を確認してください。

御持参の場合は事前に来庁日時を御連絡ください。厚木市財政課：046（225）2089

(3) 回答

質問に対する回答は令和8年10月7日（水）17時までに厚木市ホームページに掲載します。

5 資料の閲覧

全部事項証明書、公図、地積測量図、供給処理施設の状況、既存建物解体後の残置物、既存建物解体時の土壌汚染調査結果等についての資料を閲覧することができます。

(1) 閲覧期間

令和8年9月3日（木）～令和8年10月14日（水）

土曜日、日曜日、祝日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

（閲覧時間：9時～12時、13時～17時）

(2) 閲覧方法

閲覧を希望する方は、前日までに財政課へ連絡のうえ、日程を調整してください。

(3) 閲覧場所

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号

厚木市役所 本庁舎3階 財政課

(4) 注意事項

ア 資料は、入札物件を検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は、現状を優先します。

イ 資料の貸与及びコピーはできません。

6 厚木市から書類送付

入札参加資格審査確認後、厚木市から次の書類をお送りします。

(1) 入札書

(2) 一般競争入札参加申込書（市が収受印を押印したものの写し）

(3) 入札保証金納付書

(4) 入札保証金返還の請求書

※ 10月8日（木）までに書類が届かない場合は、厚木市財政課（電話046（225）2089）まで御連絡ください。

7 入札

(1) 入札書提出期間

令和8年10月8日（木）～ 令和8年10月14日（水）

土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（受付時間：9時～12時、13時～17時）

(2) 入札書提出方法

郵送（簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法。10月14日必着）

又は窓口を持参

(3) 開札日時

令和8年10月15日（木）10時 ※ 立会は不要です。

(4) 開札場所

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号

厚木市役所 本庁舎3階 財政課

(5) 入札に必要な書類

ア 入札書

イ 一般競争入札参加申込書（市が収受印を押印したものの写し）

ウ 入札保証金の領収書の写し ※ 原本は提出しないでください。

エ 入札保証金返還の請求書

(6) 入札に当たっての留意事項

ア 入札書は指定された日時までに、厚木市財政課へ提出してください。

イ 入札書右上の日付記入欄については、実際に入札書を作成した日付を記載してください。

ウ 入札書については、郵送又は窓口を持参することにより提出してください。郵送する場合は、封筒の表面に「入札書在中」の旨を表示するとともに、必要な事項を記入の上、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法により入札書受付期間内に到達するよう郵送してください。また、窓口を持参することにより提出する場合、封筒の表面に「入札書在中」の旨を表示するとともに、必要な事項を記入し、入札書受付期間内に窓口を持参してください。入札書受付期間までに到着しない場合は、不参加とみなします。

エ 入札保証金は、入札金額の100分の3以上（円未満切上げ）の金額とし、厚木市が指定する方法により事前に納付してください。最低売却価格の100分の3以上ではありません。

オ 入札保証金は、入札終了後、入札者が指定する金融機関の口座へ振り込む方法で還付します。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当します。なお、入札保証金には利息を付しません。また、還付には3週間程度かかります。

カ 入札参加を辞退する場合は、事前に連絡の上、開札日時までに辞退届を提出してください。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札

(2) 入札保証金の納付がない者又は入札保証金が入札金額の100分の3に満たない者が行った入札

(3) 同一の物件に2通以上の入札書を提出した入札

(4) 同一物件について他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札（共有名義の場合は除きます。）

(5) 入札書に記入がない又は入札書に記入した内容が不明確な入札

- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 入札書が所定の日時（令和8年10月14日（月）17時）までに到着しない入札
- (8) 不正な行為を行った入札
- (9) その他本書に記載する条件に違反した入札

9 落札者の決定

- (1) 開札の結果、最低売却価格以上の最高価格の入札者を落札者と決定します。
- (2) 同一の最高価格が2者以上から提出された場合は、くじ引きにより落札者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。また、くじ引きは入札事務に関係のない職員が引くことになります。
- (3) 再度入札は行いません。

10 入札結果の公表

入札結果は、落札者名、落札金額及び入札者数を厚木市ホームページにて公開します。ただし、落札者が個人の場合は、個人名は非公開とします。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、市有財産処分申請書を令和8年10月22日（木）までに提出してください。審査後、市から市有財産処分決定通知書をお送りします。
- (2) 令和8年11月12日（木）までに売買契約の締結を行います。期限までに契約を締結されない場合は、入札は無効となり、入札保証金は厚木市に帰属することになります。

12 売買代金の支払方法

売買代金の支払は、次の2通りの方法があります。

- (1) 売買代金の全額を一括で納付する方法
売買契約締結の同日かつ契約締結前までに納付してください。入札の際に納付された入札保証金を売買代金に充当しますので、売買代金と入札保証金の差額を納付してください。
- (2) 契約保証金を納付する方法
 - ア 契約保証金の納付
契約締結までに契約保証金として売買代金の10分の1以上（円未満切り上げ）の金額を納付してください。なお、入札の際に納付された入札保証金を契約保証金の一部に充当しますので、契約保証金と入札保証金の差額を納付してください。厚木市が納付を確認できたときに契約を締結します。
 - イ 売買代金の納付
契約保証金を売買代金の一部に充当します。売買代金と契約保証金の差額を、契約締結日から30日以内に納付してください。期日までに売買代金が納付されなかった場合、契約保証金は厚木市に帰属することになります。

13 所有権移転等

- (1) 売買代金を完納したときに落札者へ所有権の移転があったものとし、売買物件を現況有姿で引き渡すものとします。
- (2) 所有権移転の登記は、売買物件の引渡し後、厚木市が行います。

14 厚木市企業等の立地促進等に関する条例で定める戦略産業 用途限定に関する特記事項

本物件は、厚木市企業等の立地促進等に関する条例で定める戦略産業の用（指定用途）に供するものとします。

なお、同条例で定める戦略産業とは環境の関連産業、エネルギーの関連産業、医療福祉の関連産業、防災の関連産業、食品の関連産業、流通の関連産業、情報の関連産業をいいます。

詳しくは産業振興課（直通電話 046（225）2830）へお問い合わせください。

15 契約条件

- (1) 売買契約書（厚木市保管用のもの1部）に添付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (2) 所有権移転の日から起算して3年を経過する日までに必要な工事を完了し、本件土地を指定用途に供してください。ただし、やむを得ない理由により期日までに指定用途に供することができない場合、厚木市と協議をし、承認を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 指定用途に供した日から起算して10年を経過する日までの間（指定期間）、本件土地を指定用途に供してください。
- (4) 指定期間が経過するまでは、落札者が自ら又は請負人をして指定用途に供する建物を建築し、戦略産業実施事業者土地と建物を併せて譲渡する場合を除き、所有権の移転を行わないでください。ただし、やむを得ない理由により事前に厚木市と協議をし、承認を得た場合はこの限りではありません。なお、所有権の移転を行う場合は、その後の譲受人にも契約内容を承継させるものとします。
- (5) 指定期間内は、売買物件に地上権、質権、賃借権その他の使用もしくは利益を目的とする権利（抵当権を含まない）を設定及び権利の移転を行わないでください。ただし、厚木市と協議し、承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 市が利用計画の履行状況を確認するために実地調査をすることがあり、その場合は、調査等を拒むことはできません。
- (7) 所有権移転の日から10年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うこと、並びにこれらの用に供することとなる土地の貸付及びその他の権利の設定はできないものとします。
- (8) 所有権移転の日から10年間は、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第2条第2号に定める暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供すること、並びにこれらの用に供することとなる土地の貸付及びその他の権利の設定はできないものとします。
- (9) 所有権移転の日から5年間は、敷地全体で土地利用計画を行い、厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）第3条第3号に定める特定開発事業を行う場合は、一体として承認を受けるものとします。
- (10) 造成工事等を行う場合は、厚木市内に本店の事業所登録のある者を工事施工業者とするよう努めるものとします。
- (11) 落札者が、厚木市企業等の立地促進等に関する条例で定める戦略産業の用（指定用途）に供しない、または（2）から（9）のいずれかの条件に違反したときは、違約金として売買代金の10分の1に相当する金額を厚木市に支払っていただきます。また、契約書に定める義務を履行しないときは、契約を解除することがあります。

16 その他注意事項等

- (1) 売買物件の引き渡しは、現状有姿のまま行いますので、土地の現況や電柱、支線、街灯、ごみ集積所、その他の施設の位置等を必ず現地で事前に確認してください。
本物件出入口門扉は、普段、施錠しておりますが、接面道路から敷地内は見渡せる状況にあります。敷地内の見学を希望される場合には、財政課（直通電話 046（225）

2089) までお問合せください。担当職員が現地立会のもと見学できるよう、双方都合のよい日時で日程調整させていただきます。現地確認する際は、近隣住民の方の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。なお、駐車場はありませんので、公共交通機関のご利用をお願いします。（財政課担当職員が立会う場合に限り、敷地内に車両が入れるよう対応します。）

- (2) 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。
- (3) 案内図及び物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、全てを正確に表したものではありません。必ずご自身で現地及び諸規制について確認を行ってください。なお、現況と異なる場合は現況を優先いたします。
- (4) 上下水道及びガス等の設備の利用に当たっては、各供給処理機関と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、厚木市は対応いたしません。
- (5) 物件によっては、上下水道及びガス等の設備が敷設されていますが、これら設備について、経年劣化による影響は確認しておりません。これら設備の補修、移設、改修、撤去及びその費用負担等について、厚木市は対応いたしません。
- (6) 物件の敷地内（地中を含む）にゴミ・ガラ・碎石・切株・従前建物の一部等が存在する場合があります。これらの撤去及びその費用負担等について、厚木市は対応いたしません。
- (7) 物件によっては、フェンス、塀、柵、擁壁等の工作物が設置されている場合がありますが、経年劣化による影響は確認しておりません。これらの補修、移設、改修、撤去及びその費用負担等について、厚木市は対応いたしません。
- (8) 設置されている工作物について、設置時の図面等はありません。
- (9) 物件又は隣接地の樹木、塀、擁壁等の工作物及び上下水道、ガス等の設備について、地上又は地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・改修及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、厚木市は対応いたしません。
- (10) 物件調書に特段の記載のない限り、地下埋設物、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。
- (11) 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ごみ集積所、道路設置物（ガードレール等）、及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問い合わせください。
- (12) 物件を利用することについては、公序良俗に反することなく、開発行為や建築行為にあつては、都市計画法、建築基準法等及び県又は市の条例等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。